なお、本技術基準は、協定規則第23号と調和したものである。

2.～別紙1　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（制動装置） **第九条**　（略） 2～16　（略） 17　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の規定（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則（以下「協定規則」という。）第十三H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。 18～50　（略）	（制動装置） **第九条**　（略） 2～16　（略） 17　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の規定（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則（以下「協定規則」という。）第十三H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。 18～50　（略）

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定規則」という。）第23号と調和したものである。

2.～別紙1　（略）

（自動車等安全性能評価実施要領の一部改正）

第三条　自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一～三十六　（略） 三十七　「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。	（用語の定義） **第二条**　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一～三十六　（略） 三十七　「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

（装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示の一部改正）

第四条　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものを定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。	装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第二十一号（同規則改訂版補足第三改訂版1・1・から1・5・までに限る。）に定めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十九年九月十四日から施行する。